

今後の主な検討課題について

検 討 課 題	現行の取扱い	論 点
<p>本人の臓器提供の意思が不明の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器摘出・脳死判定に関して法に規定する「遺族（家族）」の範囲は、ガイドラインにおいて、「<u>原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び同居の親族</u>」とされ、喪主又は祭祀主宰者が「遺族（家族）」の総意を取りまとめるものとされている。 ・また、<u>心停止後に行われる角膜及び腎臓の移植については、臓器移植法附則第 4 条の規定により、遺族からの書面により承諾を得た上で、摘出が可能（※）であり、この場合の「遺族」の範囲も上記と同様の取扱いとなる。</u> <p>（※）本人が生存中に眼球又は腎臓を提供する意思を書面により表示していない場合（当該意思がないことを表示している場合を除く。）</p>	<p>現行制度を踏まえ、どのように考えるか。</p>
<p>小児（15 歳未満の者）の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・心停止後に行われる角膜及び腎臓の移植については、臓器移植法附則第 4 条の規定により、<u>遺族からの書面により承諾を得た上で、摘出が可能（※）である。このことから、小児（15 歳未満の者）についても、摘出が可能であり、この場合の書面による承諾を行う「遺族」の範囲も 15 歳以上の者と同様の取扱いとなる。</u> <p>（※）本人が生存中に眼球又は腎臓を提供する意思を書面により表示していない場合（当該意思がないことを表示している場合を除く。）</p>	<p>現行制度を踏まえ、どのように考えるか。</p>